

# 宮原地区まちづくり計画 (平成26年度改定)

みんなで創る明るく親しみのあるまち  
夢と誇りをはぐくむまち 宮原

宮原地区まちづくり推進委員会

# 目 次

はじめに	2
第1 宮原地区の概要	3
1 地理的特性	
2 世帯・人口	
3 少子・高齢化	
第2 まちづくり計画の概要	4
1 平成21年度～平成26年度までの取り組み	5
2 宮原地区の課題	10
3 平成27年度からの主な取組（重点項目）	11
終わりに	11
参考資料	
規約	
規則	

はじめに

宮原地区まちづくり推進委員会では、平成21年7月に宮原地区まちづくり計画（平成21～平成30年度までの計画）を策定し、それに基づいて事業を進め、まちづくりを行ってきました。

策定後5年が経過し、計画の点検や見直しを行ったところ、新たな課題に対応していく必要が生じてきました。

また、これから4年間は、地域力を高めながら、人と人との絆、つながりをさらに深めていくことがますます重要になってきます。

安心・安全を基盤に、子どもからお年寄りまで、一人ひとりの住民がまちづくりに関わり、まちを歩けば誰とでもあいさつを交わせるような、明るくて親しみのある「ずっと住みたい わがまち みやはら」を引き続き目指してまいります。

これからも地域の皆様のご支援・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27年3月

宮原地区まちづくり推進委員会  
会長 松本 忠

## 第1 宮原地区の概要

### 1 地理的特性

休山の麓の起伏の多い斜面に帯状の市街地が広がり、呉港、自衛隊の艦船、造船所のクレーン等いかにも呉らしい景色を見渡すことができる風光明媚な街です。

一方、斜面市街地の問題として、台風や集中豪雨によるがけ崩れや土石流等の災害の不安があります。

### 2 世帯・人口

宮原地区の世帯数・人口とも年々減少傾向にあり、5年間を比較すると、世帯数で74世帯、人口で505人減っています。

地区別では、市営アパートが建築された坪ノ内町と青山町が増えています、他の地区は、軒並み減少しています。

狭隘で急こう配の道路が多いため車社会への対応ができないことや呉市周辺に就労先の確保が難しいため、若者離れが続いています。

今後も人口動向や住宅事情などから、人口は減少していく傾向が続くと思われま

平成21年3月末と平成26年3月末の宮原地区別人口比

地区名	世帯数（世帯）			人口（人）		
	H21.3	H26.3	増減	H21.3	H26.3	増減
宮原1丁目	286	238	▲48	594	476	▲118
宮原2丁目	200	168	▲32	422	356	▲66
宮原3丁目	224	215	▲9	463	427	▲36
宮原4丁目	250	222	▲28	510	447	▲63
宮原5丁目	171	147	▲24	322	269	▲53
宮原6丁目	175	163	▲12	337	299	▲38
宮原7丁目	239	284	45	522	514	▲8
宮原8丁目	184	179	▲5	389	365	▲24
宮原9丁目	162	154	▲8	313	292	▲21
宮原10丁目	205	205	0	424	392	▲32
宮原11丁目	189	180	▲9	382	359	▲23
宮原12丁目	318	304	▲14	672	614	▲58
宮原13丁目	309	290	▲19	726	656	▲70
神原町	282	270	▲12	573	530	▲43
室瀬町	260	242	▲18	547	494	▲53
坪ノ内町	187	262	75	354	510	156
青山町	359	401	42	559	625	66
船見町	122	124	2	305	284	▲21
<b>宮原計</b>	<b>4,122</b>	<b>4,048</b>	<b>▲74</b>	<b>8,414</b>	<b>7,909</b>	<b>▲505</b>

### 3. 少子・高齢化

全国的な少子・高齢化の進展に伴い、宮原地区の高齢者の割合は35.1%と呉市全体より3.1ポイントも高く、少子・高齢化が進んでいます。

#### 平成21年3月末と平成26年3月末の呉市と宮原地区14才以下の人口比

	14才以下の人数 (人)			14才以下の割合 (%)		
	H21.3	H26.3	増減	H21.3	H26.3	増減
呉市	<b>29,773</b>	<b>27,537</b>	<b>▲2,236</b>	12.1	11.6	<b>▲0.5</b>
宮原地区	<b>822</b>	<b>800</b>	<b>▲22</b>	10.5	10.1	<b>▲0.4</b>

#### 平成21年3月末と平成26年3月末の呉市と宮原地区65歳以上の人口比

	65才以上の人数 (人)			65才以上の割合 (%)		
	H21.3	H26.3	増減	H21.3	H26.3	増減
呉市	<b>69,624</b>	<b>75,724</b>	<b>6,100</b>	28.3	32.0	3.7
宮原地区	<b>2,649</b>	<b>2,788</b>	<b>139</b>	31.5	35.1	3.6

## 第2 まちづくり計画改定の概要

今回の改定は、平成21年にまちづくり基本計画が策定され、5年が経過したため行うものですが、基本計画が平成30年度までの10年計画のため、根幹に関わる総論は変更せず、各論の取り組みについて、進捗状況の点検、見直しを行うものとします。

また、現在の地域の課題を洗い出し、今後の取り組みについて検討し、地域住民が主体となって、より良いまちづくりをめざし、その道筋を示すとともに、次期まちづくり計画への橋渡しとなるようにします。

### 合同防災訓練



# 1 平成21年度～平成26年度までの取り組み

## その1 歩いて安心・住んで安心のまちづくり

- ・平成20年度には全自治会で自主防災会が結成されました。
- ・平成24年度から合同防災訓練を毎年、実施しています。
- ・平成26年度に坪内地区防災倉庫を新設するとともに、防災備品を、補充しています。
- ・防犯パトロールや交通安全の街頭指導などは継続して行われています。

中項目	小項目	施 策	継 続	短 期	中 期	長 期	
防災	災害対応体制	災害時要援護者支援台帳の作成〔民協〕	○				
		全自治会での自主防災会の結成〔自治〕		～20			
		災害避難援助ボランティアの募集〔まち・自主〕		○			
		宮原地区防災訓練の実施〔自治・民協・女性・まち〕		24～			
		宮原地区防災会議の結成〔まち・各団体〕		○			
		自主防災会の防災訓練への助成〔まち〕			○		
		宮原地区防災計画の作成〔地区防災会議〕				○	
	防災施設 防災設備	有線放送助成金の支給〔まち〕		○			
		自主防災会の防災器材購入への助成〔まち〕				○	
		防災器材備蓄拠点の整備(防災器材の充実)〔まち〕		○			
		防災器材備蓄拠点の整備(坪ノ内地区防災倉庫)〔まち〕			26		
	その他	防災行政無線感度調査の実施〔自治〕			○		
		砂防堰堤の調査〔自治〕			○		
過去の災害の伝承する冊子の発行〔まち〕					○		
防犯	見守り	防犯パトロール〔防パ〕	○				
		不審者対応マニュアルの作成〔防パ〕		○			
		子どもの見守り態勢の拡充〔PTA・まち〕			○		
	啓発	啓発活動（防犯チラシの配布）〔交番〕		○			
		社会を明るくする運動〔補連〕		○			
	その他	防犯灯の設置管理〔自治〕		○			
交通安全	交通安全日街頭指導〔交通〕		○				
	交通安全街頭キャンペーン〔交通〕		○				
	カーブミラー清掃〔日新宮原会〕		○				
	交通危険箇所の調査及び交通安全施策の検討〔交通・まち〕		○				

## その2 楽しく交流できるまちづくり

- ・町民運動会や文化祭などの行事は継続して開催されています。
- ・地元企業のベトナム研修生など在住外国人と町民運動会や文化祭などで国際交流を図っています。
- ・歴史探訪ウォーキングは、平成26年度で10回目となりました。

中項目	小項目	施策	継続	短期	中期	長期
スポーツ・健康づくり		ソフトバレーボール, ロードレース等のスポーツ行事の開催〔体協〕	○			
		ウォーキング大会などの諸行事の実施〔健康〕	○			
		スポーツ大会などの諸行事の実施〔老ク〕	○			
		ペタンク大会の開催〔PTA〕	○			
		町民運動会の拡充〔体協〕			○	
文化	文化	文化祭の開催〔文連〕	○			
	歴史伝承	歴史探訪ウォーキング大会の開催〔健康・まち〕	○			
		郷土史講座の開催〔明治青年大学〕	○			
		子ども向け郷土史講座の開催〔まち・子連・まち館〕		○		
	国際交流	在住外国人との交流〔体協・文連〕	○			
		在住外国人と子どもとの交流(料理教室)〔児童〕			21～	
	その他	<del>公民館運営委員会の充実〔運営委員〕</del>		×25		
↓ 地域活動推進委員会の充実〔運営委員〕 (公民館の廃止→まちづくりセンターの新設)				新 26～		

### 町民運動会



### その3 やさしさ笑顔あふれるまちづくり

- ・平成21年度から地域主催で成人式を開催しています。
- ・平成26年度にお茶の間サロン「きらく亭」が開所しました。
- ・高齢者がより参加しやすい敬老会とするため平成26年度は神楽公演を実施しました。
- ・児童館や老人クラブ連合会などが行う各種事業を継続して支援しています。

中項目	小項目	施 策	継 続	短 期	中 期	長 期
子育て		こんにちは赤ちゃん事業の実施〔民協〕	○			
		育児のつどいの開催〔民協〕	○			
		児童館行事への支援〔まち〕	○			
		出生祝い品の支給〔まち〕			21～	
		地域子ども育成プランの作成〔まち〕		○		
教育	イベント・講座	新春カルタ大会の開催〔女性・まち館・児童〕	○			
		少年少女ソフトバレーボールの開催〔体協〕	○			
		子ども大会の拡充〔まち館・児童・民協・子連〕		○		
	健全育成	夏・冬・春休み巡視の実施〔補連〕	○			
		あいさつ運動の実施〔補連〕	○			
		子ども会活動への支援〔まち〕			○	
	自然観察会（あじさいのせん定）〔まち〕			新 25～		
高齢者	福祉	ふれあいいきいきサロンの拡充〔社協・自治・たんぽぽ会ほか〕	○			
		ひとり暮らし高齢者巡回相談の実施〔民協〕	○			
		寝たきり老人お見舞いの支給〔社協〕	○			
		お茶の間サロン〔きらく亭〕のオープン〔社協〕			新 26～	
	生きがい活動	スポーツ大会，ゲートボール大会，囲碁将棋大会，歌謡大会，講演会などの諸行事及び軽体操教室，シルバーコーラスの実施〔老ク〕	○			
		老人クラブ活性化の検討〔老ク・まち〕		○		
	敬老行事	敬老会の開催〔社協〕	○			
		敬老者へ記念品及び米寿者お祝品の支給〔社協〕	○			
その他		宮原地区成人式〔まち〕			新 21～	
		各種相談への対応・見守り〔民協〕	○			
		修学旅行助成金，野外活動援助金〔社協〕	○			
		年末愛の運動〔赤十字奉仕団〕	○			
		母子研修会の実施〔母子会〕	○			
		人権啓発研修の実施〔人推協・各団体〕	○			



#### その4 美しく生活しやすいまちづくり

- ・平成25年度にホタルの里が落成し、維持・管理を継続して行っています。
- ・平成26年度に第1回宮原ホタルまつりを開催しました。
- ・小中学生、高校生と老人クラブ会員などが共同して、定期的にクリーン活動を行っています。

中項目	小項目	施策	継続	短期	中期	長期
美化	清掃活動	町内清掃の実施〔自治〕	○			
		清掃奉仕活動の実施〔老〕	○			
		地区クリーン活動の実施〔学校・老クほか〕	○			
		地区全体での環境美化の取り組み〔まち・各団体〕			○	
	その他	美化啓発看板の設置〔まち〕	○			
		ごみステーションの管理〔自治〕	○			
環境整備 (新規)	ホタルの里	ホタルの里整備事業〔まち〕	新	22～24		
		ホタルの里管理・運営〔まち〕	新	22～		
	真梨清水	真梨清水整備事業〔まち〕			新	
都市基盤 整備	空き家・空き地 対策	空き家・空き地の有効利用の検討〔まち〕				○
	買い物	商店活性化の検討〔まち〕				○
	都市施設	宮原1丁目アパート跡地の土地利用計画 (呉市が跡地を売却)		×25		
		公園の再整備の検討〔PTA・まち〕				○

ホタルまつり



## その5 住民参加のまちづくり

- ・今後のまちづくりの参考とするため先進地視察を実施しました。  
(平成22年度, 平成26年度)
- ・地域協働スペース(支所3階)に印刷機, 机を購入しました。

中項目	小項目	施 策	継 続	短 期	中 期	長 期
住民参加	人材活用・育成	まちづくり研修の実施〔まち〕	○			
		人材バンク, 地域の人材リストの作成〔まち〕		○		
		まちづくりボランティアチームの結成〔まち〕			○	
	広報	情報紙・チラシ・ポスター等の配付・回覧・掲示〔自治〕	○			
		広報宮原の充実〔まち館〕		○		
		ホームページの作成〔まち〕			○	
	広聴	各種相談への対応〔自治〕	○			
		広聴受付の設置〔まち〕			○	
		要望のとりまとめと対応〔まち・自治〕			○	
	その他	宮原独自の表彰制度の創設〔まち・各団体〕		○		
宮原地区のシンボルマークの作成〔まち〕				○		
住民団体	各団体の連携強化〔各団体・まち〕	○				
	住民団体等への支援〔社協, 自治〕	○				
	支所3階を住民団体の活動拠点として整備〔まち〕		○			
	ボランティア団体, 個別のスポーツ・文化団体との連携強化〔まち・各団体〕		○			
	印刷機の更新〔まち〕		24			
	自治会結成への働きかけ〔自治・まち〕				○	

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| *まち・・・まちづくり推進委員会 | 自治・・・自治会連合会      |
| 社協・・・社会福祉協議会     | 女性・・・女性連合会       |
| 民協・・・民生委員児童委員協議会 | 補連・・・青少年補導員連絡協議会 |
| 体協・・・体育協会        | 交通・・・交通安全推進協議会   |
| 老ク・・・老人クラブ連合会    | 自防・・・自主防災会       |
| 防パ・・・防犯パトロール隊    | P T A・・・P T A    |
| 子連・・・子ども会        | 文連・・・文化連盟        |
| 交番・・・交番連絡協議会     |                  |
| 児童・・・児童館         | まち館・・・まちづくりセンター  |

### 主な受賞歴(まちづくり推進委員会)

- 平成24年度 第23回緑の環境デザイン『緑化大賞』
- 平成25年度 第6回ビオトープ顕彰『ビオトープ大賞』
- 平成26年度 広島県いきいき地域づくり賞

## 2. 宮原地区の課題

### (1) 災害時の対応について

多くの住民が、崖崩れや土石流災害などの災害に対して不安を抱いていますが、高齢者が多く、災害発生時に個人がどのように判断して行動するかなど、十分な対応ができる状況になっていません。

「自分の命は自分で守る」を合い言葉に日頃から災害対応について、家族や近所で話し合いや各自主防災会などで避難訓練を行うことなどが重要になってきております。

### (2) 地域コミュニティの創生、再生

町民運動会、ホタルまつりなどの行事は継続して行います。これら行事について、地域の住民が参加しやすいように検討していく必要があります。

また、行事などに参加し、住民の顔を知り、近所どうしで助け合える関係を築くことが重要になってきます。

各地で児童連れ去りや不審者の目撃が相次いでいます。「地域の子どもは地域が守る」学校と地域との連携をより強化していくことが必要です。

### (3) 買い物弱者への対応

地区内の商店や中堅スーパーが、人口の減少に伴い売り上げの減少、店主の高齢化などの理由により減っています。宮原13丁目・坪内町には、スーパー、コンビニ、薬局などが集中して出店しましたが、宮原地区の南端に位置し、車を持たない高齢者等にとっては、恩恵を受けられない状況です。買い物を持って急坂を上っていくのは、大変な苦勞となっています。この課題は、高齢者幹事会での重点課題として検討を行っております。

### (4) 空き家・空き地の増加

急傾斜に住宅が密集しており、道幅の狭い道路や階段になっている道路が多く、車の乗り入れや離合が困難なため、若者の定着が難しい要因のひとつとなっています。そのため、空き家、空き地が増加し、生活環境を悪くしています。

### (5) 人材育成

多様な特技をもつ人や強力なリーダーシップで地域を引っ張っていく人が必要不可欠です。

現在、活動に参加するメンバーがほとんど同じ顔ぶれになっているので、新しく地域活動に参加してもらえるような声かけや取り組みをしていかななくてはなりません。

また、自治会長、民生委員児童委員、女性会理事など、地域を支えてこられた方々の高齢化が進んでおります。

スムーズな世代交代や地域活動を維持していくためにも人材の発掘、育成が急務となっています。

### 3. 平成27年度からの主な取組（重点項目）

宮原地区の課題は、大小多岐にわたっています。地域づくりに必要なことは、継続して行っていきます。現計画が終了する（平成30年）までの重点項目として次の5点を中心にまちづくりを進めていきます。

#### （1）災害時の対応や防災への取組み

合同防災訓練は、「自分の命は自分で守る」をテーマに、より実践的な訓練を行うとともに、各自主防災会でも訓練を実施するよう働きかけます。

各自主防災会で宮原地区防災マップを作成します。

#### （2）買い物弱者への取組み

平成27年度中に、買い物に関するアンケートを実施し、実情把握とともに解決方策を検討していきます。

#### （3）地区行事について

ホタルまつりや町民運動会などの地域行事について、住民が参加し、交流しやすいように検討します。

#### （4）空き家・空き地対策について

市の施策に準じて検討していきます。

#### （5）人材育成の取組み

人材の発掘・育成への取組を強化します。

### 終わりに

まちづくり計画の策定（平成21年）後、東日本大震災や広島市の土石流災害など、地震や天候の急激な変化などにより各地で大きな災害が発生しています。

その都度、地域力が試されており、地域住民が助け合い、協力して救われた命も多くありました。住民の力を結集すれば、できなかったことができることもあります。そのためには、日頃からの近所つきあい、つながりが重要になってきます。

子どもから高齢者まで、明るくて笑顔あふれる「宮原」にしていきたいと思います。

## 宮原地区まちづくり推進委員会規約

### (名 称)

第1条 この委員会は、宮原地区まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 宮原地区の豊かな自然と人と人とのつながりを大切にするとともに、地区住民の主導の下、住み慣れたこの街でいつまでも生き生きと安心して健康に暮せる「明るく、住みよい、やさしさあふれる」まちづくりを推進していくことを目的とする。

### (事 業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する調査、研究及び事業の企画、実施
- (2) 地域の福祉保健、環境美化、人権擁護、交通安全、防犯・防災、青少年育成、文化、芸術、地域資源の発掘等に関する事業
- (3) 宮原地区で行うまちづくり活動への支援、協力
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事業

### (委員会の構成)

第4条 委員会は別表に掲げる団体の代表者又はその代表者から推薦された者で構成する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員選任等)

第7条 会長は、宮原地区自治会連合会会長がその任にあたり、その他の役員は、会長が指名し、総会において承認を得る。

2 第3条に規定する団体から選出された役員に変更が生じた場合は、当該団体において選任されたことで、委員会の承認を得たものとみなす。

(役員職務)

第8条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 会計は委員会の経理を処理する。

4 監査は、前項の経理を監査する。

(顧問)

第9条 協議会の円滑な運営及び事業の推進を図るため顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を答申することができる。

4 顧問は、必要に応じて会議に出席し意見を述べるすることができる。

(オブザーバー)

第10条 委員会が必要と認めた者は、会議にオブザーバーとして出席し、必要な事項について説明又は意見を述べるすることができる。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

2 会議は会長が招集する。

(総会)

第12条 委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長が議長となる。

2 総会は毎年1回以上開催し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 規約の改廃に関すること。

(4) 役員及び顧問の承認に関すること。

(5) その他、会長が必要と認めること。

3 総会は委員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数により議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 委員会に役員会を置き、役員を持って構成する。

2 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長となる。

3 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に付すべき事案に関する事
- (2) 総会を招集する時間がない場合における緊急事項に関する事
- (3) 委員会の運営に関する事
- (4) その他、会長が必要と認める事

(幹事会)

第 14 条 会長は、必要があると認めるときには、幹事会を置くことができる。  
2 幹事会の組織、運営及びその他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 委員会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 委員会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 17 条 委員会の事務局を宮原市民センター宮原支所に置く。

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 宮原地区まちづくり推進委員会構成団体等(第4条関係)

団 体 名
宮原地区自治会連合会
宮原地区社会福祉協議会
宮原女性連合会
第1区民生委員児童委員協議会
宮原地区青少年補導員連絡協議会
宮原地区老人クラブ連合会
宮原体育協会
宮原健康づくり推進協議会
宮原地区交通安全推進協議会
宮原地区子ども会育成者連絡会
宮原地区保護司会
宮原地区母子寡婦福祉会
宮原文化連盟
宮原中学校PTA
宮原小学校PTA
坪内小学校PTA
宮原市民センター
委員会が必要と認める者



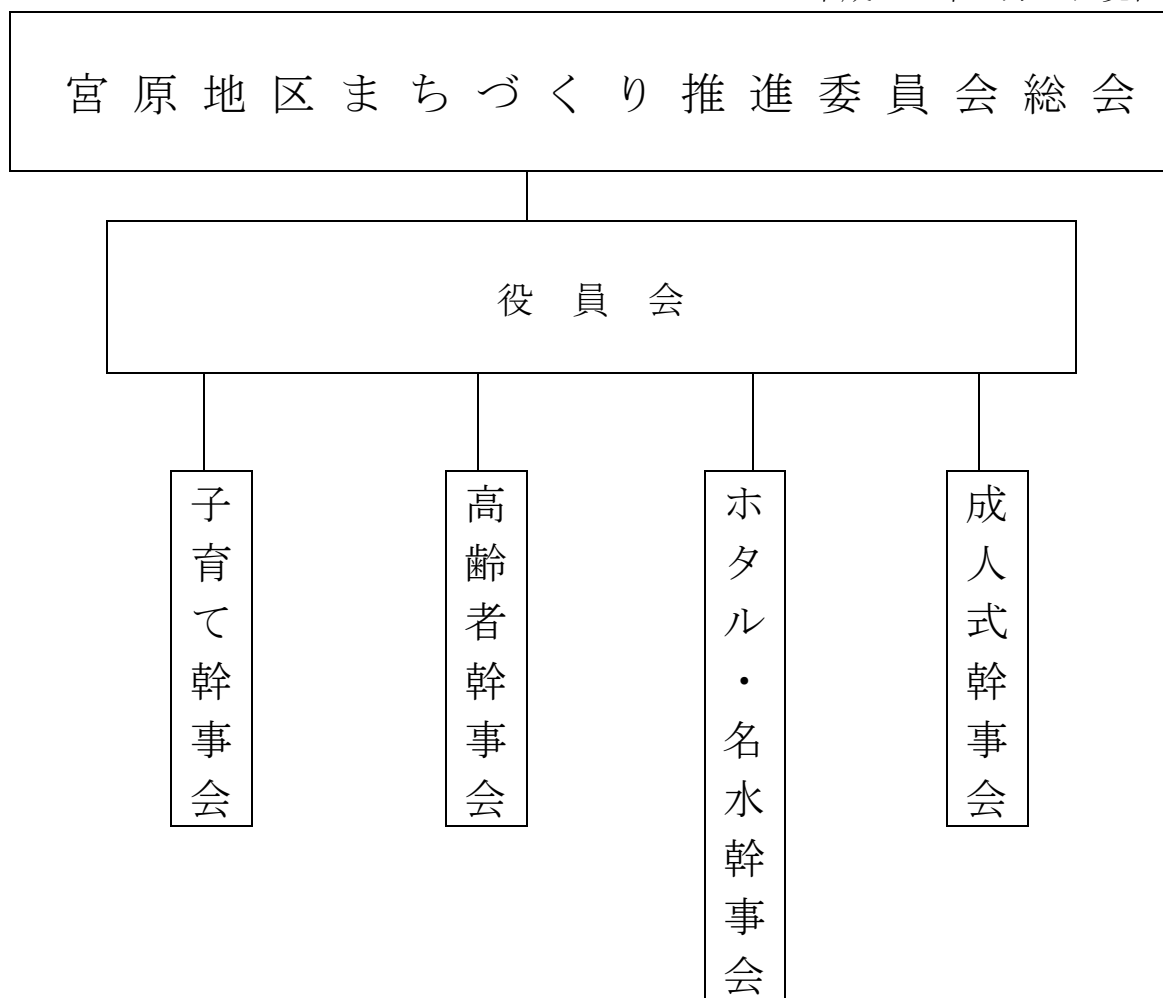
## 宮原地区まちづくり推進委員会名簿

任期 H26.4.1～H28.3.31

役 職	団 体 ・ 役 職	氏 名
会 長	宮原地区自治会連合会会長	松 本 忠
副 会 長	宮原地区自治会連合会副会長	大 杉 謙 人
副 会 長	宮原地区社会福祉協議会会長	香 川 治 子
会 計	宮原地区老人クラブ連合会会長	福 本 恒 夫
監 査	宮原女性連合会会長	大 杉 義 乃
監 査	第1区民生委員児童委員協議会会長	中 森 祥 二
委 員	宮原地区青少年補導員協議会会長	中 岡 博 美
委 員	宮原体育協会理事長	山 根 國 一
委 員	宮原健康づくり推進協議会会長	天王寺谷 正昭
委 員	宮原地区交通安全推進協議会会長	阪 井 昌 行
委 員	宮原地区子ども会育成者連絡会	松 元 美由紀
委 員	宮原地区保護司会会長	藤 本 誠 治
委 員	宮原地区母子寡婦福祉会会長	竹 中 迪 子
委 員	宮原文化連盟会長	藤 木 晶 子
委 員	宮原中学校PTA会長	西 國 渉
委 員	宮原小学校PTA会長	加 島 政 和
委 員	坪内小学校PTA会長	木 下 ひろき
委 員	宮原市民センター長	大 尾 佳 弘
顧 問	郷土歴史研究家	石 井 俊 昭

# 宮原地区まちづくり推進委員会組織図

平成26年4月1日現在



## 宮原地区まちづくり推進委員会幹事会内規

(目的及び設置)

第1条 宮原地区まちづくり推進委員会（以下「委員会」という）を補完し、まちづくり計画に記載されている施策等の調査を行い、企画立案、変更、廃止、予算などを委員会に提言する部会（以下「幹事会」という）を設置する。

(構成)

第2条 幹事会は、宮原地区まちづくり推進委員及び幹事会が推薦した者で構成する。

(任期)

第3条 幹事会の幹事の任期は2年とする。但し、再任は妨げないものとし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 幹事長 1名
- (3) 副幹事長 1名

(役員選任等)

第5条 会長は、まちづくり推進委員会会長がその任にあたる。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事会の互選による。

(役員の仕事)

第6条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

2 幹事長は、幹事会の内容を会長に報告するとともに、会長が必要と認める場合は、総会及び役員会で報告する。

3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 幹事会は、会長が招集し、幹事長が議長となる。

2 委員会委員は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

(経費)

第8条 幹事会の経費は、委員会の幹事費をもって充てる。

付 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。